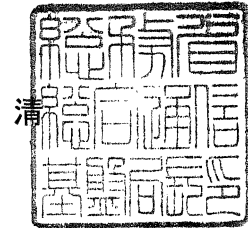




総基料第 100 号
平成 19 年 4 月 26 日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 高部 豊彦 殿

総務省総合通信基盤局長
森



コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備に対する情報通信審議会答申に関し講ずべき措置について（要請）

コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備に関し、別添のとおり情報通信審議会より答申（平成 19 年 3 月 30 日情審通第 34 号）がなされたことを踏まえ、下記の事項について、貴社において適切な措置を講ずるとともに、その講じた内容を遅滞なく報告されたい。

記

1. 中継ダークファイバに関する措置

- (1) 中継ダークファイバの空き芯線の有無に係る回答と芯線の保留が一体として運用されている現行ルールを見直し、必要な場合にのみ芯線の保留が行われるようにするとともに、不要な回線保留を適切に抑制する仕組みにすること（平成 19 年 7 月を目途に接続約款の変更認可申請を行うこと。）。
- (2) 中継ダークファイバに空き芯線がない区間における新規の利用申込みに係る接続事業者（貴社の利用部門を含む。）の実需要及び当該申込みに対する平成 19 年 7 月から平成 20 年 3 月までの間の対処状況について、四半期ごとに総務省に報告すること。

2. 局舎におけるコロケーションに関する措置

- (1) 貴社の局舎に設置した電気通信設備に係る通信を局舎外に伝送することを目的として他の電気通信事業者の専用線等を利用する際に設置する回線終端装置については、接続約款に基づき取り扱うこと。
- (2) コロケーションリソースの過剰保留を抑制するための措置を講ずること（平成19年7月を目途に接続約款の変更認可申請を行うこと。）。
- (3) 貴社の局舎内に設置されている電気通信設備の安全確保に関して必要な規定を整備すること（平成19年7月を目途に接続約款の変更認可申請を行うこと。）。

3. 電柱におけるコロケーションに関する措置

- (1) 電柱管理に関する情報を含む電柱に係るコロケーション手続に関するシステム化の是非について所要の検討を行い、その結果について平成19年末までに総務省に報告すること。
- (2) 貴社の電気通信設備との一束化又は貴社に割り当てられている添架ポイントの利用に関して他の電気通信事業者と協議を行った場合は、その状況について平成19年末までに総務省に報告すること。
- (3) 接続事業者が電柱上に設置したVDSL装置と貴社のメタルPOIケーブルを接続するための電気通信回線設備を、当該接続事業者が電柱上の添架ポイントに迅速かつ容易に設置することが困難な場合、貴社は、技術的又は経済的に困難でない限り、当該メタルPOIケーブルを当該VDSL装置まで延伸することにより対応すること（平成19年4月から平成20年3月までの間の接続事業者の要望を踏まえた検討状況について、四半期ごとに総務省に報告すること。）。
- (4) 接続事業者の求めに応じて行われた電柱改修の状況について平成19年末までに総務省に報告すること。

4. 屋内配線工事に関する措置

貴社が行う接続事業者のサービスに係る平成19年4月から平成20年3月までの間の屋内配線工事の実施状況（接続事業者との間の協議の状況を含む。）について、四半期ごとに総務省に報告すること。

5. 回線名義人に関する措置

(1) 接続事業者からの要望があれば、その意見を参考にしつつ、名義人即時回答システムのロジックを見直し、より適切に回線名義人の正誤を判定できるようにシステムの改修を行うこと。なお、その際は、可能な限り、当該システム、DSL受付システム及び番号ポータビリティ受付システムにおいて用いられているロジックを統一すること（平成19年4月から平成20年3月までの間の接続事業者からの要望を踏まえた検討状況について、四半期ごとに総務省に報告すること。）。

(2) 回線名義人情報が最新かつ正確なものとなるよう、利用者への周知等を引き続き行うよう努めること。

(3) 加入電話サービスの契約者の権利と電話重畳型のDSLサービスの契約者の権利が相反することがあり得るため、両者の優劣について事前に明確にするとともに、加入電話サービスの契約者への対応についてはDSL事業者側で行うこととするを前提に、電話重畳型のDSLサービスについてDSLサービスの利用者等からの申込みを可能とすること（平成19年4月から当該申込みを可能とするまでの間の約款変更等に向けた検討状況について、四半期ごとに総務省に報告すること。）。

6. 加入ダークファイバ及び局内光ファイバの申込み手続に関する措置

(1) 接続事業者が加入ダークファイバ及び局内光ファイバに係る申込みを接続開始までにキャンセルした場合、これに関して申込みからキャンセルの時点までに管理部門において実際に要した費用については、当該接続事業者が負担する仕組みとすること（平成19年7月を目途に接続約款の変更認可申請を行うこと。）。

(2) 加入ダークファイバに係る接続の申込みがなされた後に、工事日を確定するまでに通常要する期間を超えてもなお工事日の連絡がなされない場合は、例えば当該加入ダークファイバについて申込みが撤回されたものと見なすこととするなど、加入ダークファイバの効率的な利用を確保するための措置を講ずること（平成19年7月を目途に接続約款の変更認可申請を行うこと。）。

以 上

(別 添)

「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」
情報通信審議会答申（平成 19 年 3 月 30 日情審通第 34 号（抜粋））

第3章 コロケーションルールの整備

1. 中継ダークファイバの扱い

(3) 考え方

具体的には、まず、NTT東西において接続約款を変更し、例えば中継ダークファイバの空き芯線の有無に係る回答と芯線の保留が一体として運用されている現行ルールを見直し、必要な場合にのみ芯線の保留が行われるようにするとともに、無料保留期間を短縮すること等により、不要な回線保留を抑制する仕組みにすることが適当である。

なお、WDM装置の設置については、接続事業者の実需要がどの程度存在するのか、また、WDM装置の設置に伴う既存利用者の収容替え等に係る技術的な問題点等に関して、現時点において必ずしも明らかでない部分がある。このため、NTT東西においては、中継ダークファイバに空き芯線がない区間における新規の利用申込みに係る接続事業者の実需要及び当該申込みに対する対処の状況について四半期毎に行政当局に報告し、行政当局においては、当該報告等を踏まえ、07年度末を目途にWDM装置の設置義務化の是非について改めて検討することが適当である。

2. 局舎スペース等の扱い

(2) 主な意見とそれに対する考え方

ア コロケーションルールの適用範囲

(b) 考え方

例えば、NTT東西の局舎に電気通信設備をコロケーションし、当該電気通信設備に係る通信を局舎外に伝送するために他の電気通信事業者の専用線等を利用する際、回線終端装置を設置する場合がある。この際、当該回線終端装置については、これを局舎外に設置することとした場合、接続事業者の電気通信設備とNTT東西の設備との同等性を有する接続が確保されなくなると認められるため、コロケーションルールの対象とすることが適当である。

イ コロケーションリソースの過剰保留の抑制

(b) 考え方

コロケーション手続における非効率性を排し、コロケーションリソースの有効活用を図る観点から、コロケーションリソースの過剰保留を抑制するため、無料保留期間の短縮

等を行うことには、合理性が認められる。

したがって、NTT東西において接続約款を変更し、コロケーションリソースの過剰保留を抑制するための措置を講じることが適当である。

ウ その他

(b) 考え方

電気通信設備の安全・信頼性を確保することは重要であることから、NTT東西の局舎内に設置されている電気通信設備の安全確保に関して必要な規定をNTT東西の接続約款に加えることは適当である。

3. 電柱におけるコロケーションルール

(3) 考え方

ア コロケーションを行うために必要な情報の提供に係るルールの整備

なお、電柱管理に関する情報を含む電柱に係るコロケーション手続きに関するシステム化の是非については、費用対効果の観点を踏まえることが必要であり、NTT東西において所要の検討を行い、その結果について07年末までに行政当局に報告することが適当である。

イ 電柱の使用条件に係るルールの整備

しかしながら、設備の保守・運用の観点からは、異なる事業者の通信線は可能な限り互いに疎であることが望ましいことにかんがみれば、これらの方策については、例えば、接続事業者が単独で通信線を設置することができないなど、迅速かつ容易に電柱に添架できない場合における次善の策として、必要に応じ、事業者間において協議を行うことが適当である。また、当該協議が行われた場合は、NTT東西において、07年末までにその状況について行政当局に報告し、行政当局においては、当該報告を踏まえ、07年度末を目途に、NTT東西の電気通信設備との一束化について改めて検討することが適当である。

ただし、NTT東西が既に電柱上複数の添架ポイントを確保していること等を踏まえれば、円滑な接続を確保するために、少なくとも、上記の一束化等に準じる対応として、接続事業者が自らの電気通信設備とNTT東西の電気通信設備を接続するための電気通信回線設備を迅速かつ容易に設置することが困難な場合、NTT東西は、技術的・経済的に困難でない限り、当該電気通信回線設備を設置することとするのが適当である。

ウ 電柱の使用料に係るルールの整備

ただし、その場合であっても、最新のデータを用いて改めて電柱使用料を算定することが適当である。また、電柱が、管路やとう道と同様の性格を持つ設備であることに鑑み、当該算定に用いる自己資本利益率については、これらと同様とすることが適当である。

ただし、電柱上での接続に必要不可欠であり、かつ、複数の事業者が受益する蓋然性

が高いと認められる電柱改修に要する費用については、電柱の原価に算入することが適当であることから、NTT東西においては、07年末までに接続事業者の求めに応じて行われた電柱改修の状況について行政当局に報告し、行政当局においては、当該報告を踏まえ、07年度末を目途に、電柱使用料の原価に算入すべき電柱改修費用の有無について改めて検討することが適当である。

第4章 その他の事項

1. 屋内配線工事の扱い

(3) 考え方

したがって、工事条件の同等性を確保するため接続事業者のサービスに係る屋内配線工事をNTT東西が当該接続事業者に代わって行うことについては、当面、NTT東西と接続事業者との間の協議に委ねることとし、行政当局において、その実施状況を注視することが適当である。このため、NTT東西においては、その実施状況について、四半期毎に行政当局に報告し、行政当局においては、当該報告を踏まえ、07年度末を目途にルール化の是非について改めて検討することが適当である。

2. 回線名義人情報の扱い

(3) 考え方

ア 回線名義人の確認に係る運用の改善

具体的には、NTT東西において、接続事業者の意見を踏まえつつ、名義人即時回答システムのロジックを見直し、より適切に回線名義人の正誤を判定できるようにシステムの改修を行うことが適当である。

また、回線名義人の正誤を自動的に判断するロジックは、現在、名義人即時回答システムの他、DSL受付システム及び番号ポータビリティ受付システムにも利用されていることから、システムの改修を行う場合は、これらにおいて用いられているロジックを統一することが適当である。

ただし、NTT東西は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」(平成16年総務省告示第695号)に基づき、利用目的の達成に必要な範囲で、契約者情報を最新かつ正確に保つよう努めなければならないことから、NTT東西において、回線名義人情報が最新かつ正確なものとなるよう利用者への周知等を引き続き行うことが適当である。

イ 加入電話サービスの契約関係に変更を加えない場合の扱い

したがって、電話重畳型のDSLサービスについては、NTT東西において契約約款を変更し、DSLサービスの利用者等からの申込みを可能とすることが適当である。

3. 加入ダークファイバ及び局内光ファイバの申込み手続の見直し

(3) 考え方

ア 加入ダークファイバ及び局内光ファイバに係る申込みが接続開始までにキャンセルされた場合の扱いについて

したがって、NTT東西において接続約款を変更し、接続事業者が加入ダークファイバ及び局内光ファイバに係る申込みを接続開始までにキャンセルした場合、これに関して申込みからキャンセルの時点までに管理部門において実際に要した費用については、当該接続事業者が負担する仕組みとすることが適当である。

イ 加入ダークファイバに係る工事日が長期間確定しない場合の扱いについて

したがって、第一種指定電気通信設備の効率的な利用を確保する観点から、上記アと同様、NTT東西において接続約款を変更し、加入ダークファイバに係る接続の申込みがなされた後に、工事日を確定するまでに通常要する期間を超えてもなお工事日の連絡がなされない場合は、当該加入ダークファイバについて申込みが撤回されたものと見なすこととするなどの措置を講じることが適当である。